

催し・講座

大人も子どももホッと一息 まちなかシネマ

新型コロナウイルス感染防止対策として、消毒液の設置、検温の実施、座席間隔の確保等を行い、昨年度の5割程度の座席数で開催します。
※詳細は町田市ホームページをご覧ください。

日・内8月15日(土)午後7時から＝「スポンジ・ボブ 海のみんが世界を救Woo!」、28日(金)午後7時から＝「ペンギンズ FROM マダガスカル ザ・ムービー」/雨天実施
場町田ターミナルプラザ市民広場
問産業政策課☎724・3296

ダンボールコンポスト講習会

ダンボールコンポスト1セット(幅37cm、奥行33cm、高さ32cm、重さ約7kg)をお持ち帰りいただけます。
※講習会を受講したことがある方は申し込みできません。

内市内在住の方
日8月27日(木)、28日(金)、午後2時30分～4時
場市庁舎
定各15人(申し込み順)
申8月4日正午～16日にイベントダイヤル(☎724・5656)またはイベントシスコード200804Aへ。
問3R推進課☎797・0530

町田新産業創造センター～創業・起業に関する

相談会・オンラインセミナー

【町田創業～ファーストステップ相談会】

日8月8日、22日、いずれも土曜日午後1時～5時(1人1時間)
申参加希望日の前日正午までに同センターホームページで申し込み。

【町田創業～ファーストステップセミナー】

Zoomミーティングでのオンラインセミナーで創業の基礎知識を学びます。
日①8月21日(金)午後2時～3時②8月21日(金)午後3時15分～4時15分③8月26日(水)午後2時～3時④8月26日

(水)午後3時15分～4時15分
内①基礎・経営～フレームワークを使い、他社との差別化や経営戦略を具体的に考えよう②基礎・財務～利益を出すための必要売上高の考え方を知ろう③基礎・人材育成～言いづらいいことを上手に伝えるコミュニケーションを学ぼう④基礎・販路開拓～基本的な販路開拓の手法を知ろう
講①イグナル・コンサルティング 林早苗氏②(株)ウィルパートナーズ 馬場郁夫氏③(株)ブルーコンシャス代表取締役 森川祐子氏④中小企

業診断士和泉朱美事務所・和泉朱美氏
定各30人(申し込み順)
申参加希望日の前日午後5時までに、同センターホームページで申し込み。

内創業予定の方、創業して間もない方等
場同センター
問同センター☎850・8525、町田市産業政策課☎724・2129

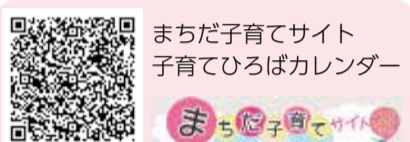
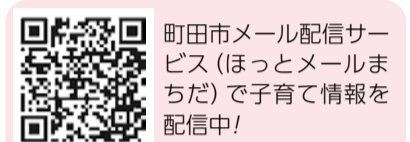


子育てひろばカレンダー(毎月25日発行)

問子育て推進課☎724・4468

子育てひろばの催しは、各保育園や公共施設等で配布する「子育てひろばカレンダー」でご案内しています。

町田市子育てひろばカレンダー 検索



障がいがある方へ

心身障害者福祉手当・心身障害者(児)医療費助成制度のお知らせ

問障がい福祉課☎724・2148 **フ**050・3101・1653

該当する方は申請を 心身障害者福祉手当

心身障害者福祉手当(表1参照)は、8月に年度の更新を行います。これまでに申請をして所得超過により却下となった方で、2020年度(2019年中)の所得が限度額内の場合は、8月中に再度申請をしてください。

所得限度額等の詳細についてはお問い合わせください。
※現在手当を受給中で、2020年度の所得が限度額を超える方には別途通知を送付します。

心身障害者(児)医療費助成制度 受給者証を更新します

重度の障がい者(児)(身体障害者手帳1・2級[内部障害は3級も含む]、愛の手帳1・2度、精神障害者保健福

祉手帳1級)の方を対象とした心身障害者(児)医療費助成制度受給者証の更新を行います。

所得制限基準額を超える方(表2参照)、65歳以上で初めて申請する方、後期高齢者医療被保険者証をお持ちで住民税が課税の方は対象外です。

引き続き助成が受けられる方には、9月からの新しい受給者証を8月下旬にお送りします。また、所得が基準額を超える等で受給資格が無くなる方には、資格消滅通知書をお送りします。

なお、以前、所得超過で受給資格を喪失した方も、所得(表2参照)によって対象となる場合があります。詳細はお問い合わせください。
※有効期間の過ぎた受給者証は障がい福祉課へお返しください。

表1 心身障害者福祉手当の概要

対象者	所得限度額 (2019年中の所得)		手当額 (月額)
	扶養人数	受給者本人所得	
①～④のいずれかに該当する、心身に障がいがある20歳以上の方 ①身体障害者手帳1・2級②愛の手帳1～3度 ③脳性マヒ④進行性筋萎縮症 ※新規で申請する方は65歳未満であること。 ※施設入所者、所得が一定額以上の方は除きます。精神障害者保健福祉手帳は対象外です。	0人	360万4000円	1万5500円
	1人	398万4000円	
	2人	436万4000円	
	3人	474万4000円	
	4人	512万4000円	
	以降、扶養人数1人につき38万円加算		

※所得限度額は目安であり、個別に判断をする必要がありますので、詳細はお問い合わせください。

表2 心身障害者(児)医療費助成制度の所得制限基準額

○適用期間＝9月1日～2021年8月31日

扶養親族等の数	所得制限基準額(2019年中所得)
0人	360万4000円
1人	398万4000円
2人	436万4000円
3人	474万4000円
4人	512万4000円
5人	550万4000円

※所得制限基準額を超える方は対象になりません。
※20歳未満の方は、国民健康保険の世帯主、または社会保険の被保険者の所得です。
※20歳以上の方は、障がい者ご本人の所得です。

住宅改修に伴う固定資産税(家屋)の減額制度

問資産税課☎724・2118

一定の要件を満たす住宅の改修工事を行った場合、固定資産税を減額します。工事が完了した日から3か月以内に申告してください。
※詳細は町田市ホームページをご覧ください。また、「固定資産税のあらまし」を資産税課(市庁舎2階)で配布しています(町田市ホームページでダウンロードも可)。

	対象	内容	減額期間
耐震改修	1982年1月1日以前に建築された住宅を、現行の耐震基準に適合させるよう改修工事を行ったもの(工事費用が50万円を超えた場合) ※市から補助金が出ている耐震工事を行っているも、「簡易耐震工事」の場合は改修工事に必要な要件・基準を満たさないため、軽減措置の対象外です。	1戸当たり床面積120㎡相当分を上限として、固定資産税額の2分の1を減額 ※長期優良住宅の認定を受けて改修された場合は3分の2を減額。	2020年1月2日～2022年3月31日に工事が完了した場合は改修工事が完了した年の翌年度1年度分 ※ただし、建築物の耐震改修の促進に関する法律に規定する通行障害既存耐震不適格建築物に該当する場合は翌年度から2年度分。
バリアフリー改修	新築された日から10年以上を経過した住宅(賃貸住宅を除く)で、65歳以上の方、要介護認定または要支援認定を受けている方、障がいのある方で障害者手帳等をお持ちの方が居住し、バリアフリー改修工事を行ったもの(補助金等を除く工事費用が50万円を超えた場合)	1戸当たり床面積100㎡相当分を上限として、固定資産税額の3分の1を減額	2022年3月31日までに工事が完了した場合は改修工事が完了した年の翌年度1年度分
省エネ改修	2008年1月1日以前に建築された住宅(賃貸住宅を除く)で、一定の要件を満たす省エネ改修工事を行ったもの(窓の断熱改修工事必須、補助金等を除く工事費用が50万円を超えた場合)	1戸当たり床面積120㎡相当分を上限として、固定資産税額の3分の1を減額 ※長期優良住宅の認定を受けて改修された場合は3分の2を減額。	2022年3月31日までに工事が完了した場合は改修工事が完了した年の翌年度1年度分 ※長期優良住宅の認定を受けて改修された場合は、2020年1月2日～2022年3月31日までに完了した改修工事が対象。

※バリアフリー改修及び省エネ改修に伴う減額は、各自の申告により同時に適用されますが、耐震改修を行った住宅に係る減額制度と同時に適用されません。